

1
第1 設問1について
2
…設問1の解答例はご購入後ご覧いただけます。…
3
第2 設問2について
4
1 Cの立場で考えられる主張は、本件株式の引受契約により株主となるのは、
5 名義上の引受人Aではなく、実質上の引受人Cであるというものである。
6
2 株式引受契約の当事者は、一般私法上の法律行為の場合と同じく、実質的
7 に引受けの意思を有していた者であると解すべきである。株式の引受は、出
8 資の履行をして株式を取得することであるから、その実質をみるべきである。
9
3 実際に出資の履行をしたのはCであり、引受時の意思が端的に現れている。
10
4 引受後の株式の共益権及び自益権の行使という観点からみた場合、以下の
11 とおり、Cが共益権及び自益権を行使しており、Aは行使していない。
12 議決権は総務部がC名義株式の議決権と併せて処理したというのだから、
13 A名義の株式についても、Cの意向によって議決権が行使されている。また、
14 剰余金配当はC名義株式の分と併せてC名義の銀行口座に振り込まれて、C
15 の所得としてCのみが確定申告しているのだから、A名義の株式についての
16 剰余金配当もCが取得し、Cの所得として確定申告をしている。Cが取締役
17 を退任し、Aが代表取締役になった後も、上記処理は継続された。
18
5 将来的に、Aに家業である甲社を継がせるために、多少の株式がA名義と
19 され、本件株式をAに発行する旨の決議があり、CのAに対する「金のこと
20 は心配しなくともよい」という発言はあるが、3及び4のことから、名義の
21 みをAとしたという形式的なものであると解される。
22
6 よって、1のCの主張は正当である。
23
第3 設問3について

1	…設問3の解答例はご購入後ご覧いただけます。…
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	